

## 第2項先進医療の新規届出技術について (3月受付分)

先 - 2  
23. 7. 21

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用 <sup>※1※2</sup> (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用 <sup>※2</sup> (「保険外併用療養費」)	受付日 <sup>※3</sup>	事前評価		その他 (事務的対応等)
						担当構成員 (敬称略)	総評	
247	マグネットデンチャー	歯列部分欠損症例	6万3千円 (1回)	8万3千円	H23.3.11	—	—	返戻 (書類不備)
248	大腸癌の化学療法における血中5-FU濃度モニタリング情報を用いた5-FU投与量の決定	大腸癌の化学療法として実施する5-FU注射薬を主剤とした点滴静注治療	2万円 (1回)	25万2千円	H23.2.21	—	—	返戻 (薬事適応外)
249	多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍治療	褥瘡を含む難治性皮膚潰瘍(美容医療を除く)	11万2千円 (1回)	122万8千円	H23.3.15	—	—	保留
250	不可逆的小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植	中腸軸捻転症、小腸閉鎖症、壊死性腸炎、腹壁破裂、上腸間膜動静脈血栓症、クローン病、外傷、デスマイド腫瘍などを原疾患とする短腸症候群、または、突発性慢性偽小腸閉塞症、ヒルシュスプルング病類縁疾患、Microvillus inclusion病などの機能的不可逆性小腸不全のために経静脈栄養から離脱できない症例のうち、静脈栄養の合併症などによりその継続が困難な症例、または困難となりつつある症例。	122万9千円 (1回)	848万2千円	H23.3.17	笹子 三津留	適	別紙1
251	不可逆的小腸不全に対する生体ドナーからの小腸部分移植	中腸軸捻転症、小腸閉鎖症、壊死性腸炎、腹壁破裂、上腸間膜動静脈血栓症、クローン病、外傷、デスマイド腫瘍などを原疾患とする短腸症候群、または、突発性慢性偽小腸閉塞症、ヒルシュスプルング病類縁疾患、Microvillus inclusion病などの機能的不可逆性小腸不全のために経静脈栄養から離脱できない症例のうち、静脈栄養の合併症などによりその継続が困難な症例、または困難となりつつある症例。	99万8千円 (1回)	558万2千円	H23.3.17	笹子 三津留	適	別紙2

- ※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。  
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。  
 ※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

### 【備考】

- 「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。  
 ○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。

## 第2項先進医療の新規届出技術について (4月受付分)

整理番号	技術名	適応症等	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費」)	受付日※3	事前評価		その他 (事務的対応等)
						担当構成員 (敬称略)	総評	
252	内視鏡手術支援ロボット(da Vinci S Surgical System)による食道手術	食道腫瘍(胸腔鏡下手術が可能なものに限る)	143万3千円 (1回)	144万5千円	H23.3.31	—	—	返戻 (書類不備)
253	内視鏡手術支援ロボット(da Vinci S Surgical System)による肺手術	原発性肺癌、転移性肺腫瘍および肺良性腫瘍	93万4千円 (1回)	86万5千円	H23.3.31	—	—	返戻 (書類不備)
254	リウマチ・膠原病及び血管炎症候群における皮膚潰瘍及び壊疽に対する自己骨髄幹細胞移植による血管新生療法	リウマチ・膠原病及び血管炎症候群における皮膚潰瘍及び壊疽	38万8千円 (1回)	24万2千円	H23.4.5	—	—	返戻 (書類不備)
255	NKT細胞を利用した頭頸部癌に対する免疫療法	標準治療終了後の頭頸部再発癌症例	54万4千円 (一連)	28万5千円	H23.4.5	—	—	返戻 (書類不備)

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。

※3 原則として21日以降の受付の場合は翌月受付分として処理している。

### 【備考】

○「第2項先進医療」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴わず、未だ保険診療の対象に至らない先進的な医療技術。

○「第3項先進医療(高度医療)」は、薬事法上の未承認又は適応外使用である医薬品又は医療機器の使用を伴い、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的とした、先進的な医療技術。